

○ 多面的機能支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2255 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1 農地維持支払交付金 1～10（略）</p> <p>11 農地維持支払交付金の精算</p> <p>(1) 対象組織は、事業計画に定める実施期間<u>中の各年度</u>末に残額が生じたときは、当該残額のうち(2)に定める額を除いた額を市町村長に返還するものとする。</p> <p><u>(2) 対象組織は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、年度末に生じた残額の一部又は全部を持ち越して翌年度の本交付金の経理に含めることができる。ただし、実施期間終了年度末にあっては、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受けて農地維持活動を継続する場合、かつ、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づくものに限る。</u></p> <p><u>(3) 対象組織は、(2)の規定による場合は、具体的な使用予定に基づいて持ち越す額を精査し、様式第 1－8 号又は第 1－9 号の実施状況報告書において、その使用予定を明らかにするものとする。また、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金のうち資源向上活動（共同）に係る持越金の合計額が、当該年度のそれらの交付額の合計の 3 割を超え、かつ、100 万円以上となる場合は、様式第 1－8 号又は第 1－9 号の実施状況報告書にそれらの持越金の使用予定表を添え、市町村長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市町村長及び都道府県は、(2)の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、市町村長は、その結果に基づき、必要に応じて、対象組織に対して持ち越そうとする額の全部又は一部の返還を求めるものとする。</u></p> <p>(5) 市町村長は、(1)又は(4)により対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。</p> <p>8～15（略）</p> <p>第 2 資源向上支払交付金 1～12（略）</p>	<p>第 1 農地維持支払交付金 1～10（略）</p> <p>11 農地維持支払交付金の精算</p> <p>(1) 対象組織は、事業計画に定める実施期間<u>終了年度</u>末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。<u>ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、農地維持活動を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく本交付金の経理に含めることができるものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(2) 市町村長は、(1)により対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。</p> <p>8～15（略）</p> <p>第 2 資源向上支払交付金 1～12（略）</p>

改 正 後	現 行
<p>13 資源向上支払交付金の精算</p> <p>(1) 対象組織は、事業計画に定める実施期間<u>中の各年度</u>末に残額が生じたときは、当該残額のうち<u>(2)に定める額を除いた額</u>を市町村長に返還するものとする。</p> <p><u>(2) 対象組織は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、年度末に生じた残額の一部又は全部を持ち越して翌年度の本交付金の経理に含めることができる。ただし、実施期間終了年度末にあっては、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受けて資源向上活動を継続する場合で、かつ、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づくものに限る。</u></p> <p><u>(3) 対象組織が(2)の規定による場合の取扱いは、第1の11の(3)に定めるとおりとする。また、対象組織は、資源向上活動(長寿命化)に係る持越金の額が当該年度の資源向上活動(長寿命化)の交付額の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合は、様式第1-8号又は第1-9号の実施状況報告書に資源向上(長寿命化)に係る持越金の使用予定表を添え、市町村長に提出するものとする。</u></p> <p><u>(4) 市町村長及び都道府県は、(2)の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、市町村長は、その結果に基づき、必要に応じて、対象組織に対して持ち越そうとする額の全部又は一部の返還を求めるものとする。</u></p> <p>(5) 市町村長は、(1)又は(4)により対象組織から資源向上支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。</p> <p>14～17 (略)</p> <p>18 資源向上支払交付金の返還</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 返還の手続き</p> <p>ア 市町村長は、要綱別紙2の第9の規定により、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙2の第9の2の規定に該当する場合、又は3の規定に該当し、かつ、記載誤りが故意によらない軽微なものと地方農政局長等が認める場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>13 資源向上支払交付金の精算</p> <p>(1) 対象組織は、事業計画に定める実施期間<u>終了年度</u>末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。<u>ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、資源向上活動を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく本交付金の経理に含めることができるものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(2) 市町村長は、(1)により対象組織から資源向上支払交付金を含む本交付金に返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。</p> <p>14～17 (略)</p> <p>18 資源向上支払交付金の返還</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 返還の手続き</p> <p>ア 市町村長は、要綱別紙2の第9の規定により、対象組織が資源向上支払交付金を含む本交付金を返還する必要がある場合には、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。ただし、要綱別紙2の第9の2の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。</p> <p>イ～エ (略)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>オ 市町村長は、アの場合で要綱別紙 2 の第 9 の 3 の規定による場合は、その返還等の計画及び実績について、様式第 2 - 9 号の事業実施計画書に付して、都道府県知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>カ 都道府県知事は、オの提出を受けた時は、取りまとめの上、様式第 2 - 8 号の事業実施計画書に付して、地方農政局長等に提出するものとする。</u></p> <p>第 3 ~ 第 5 (略)</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第 3 ~ 第 5 (略)</p>

改 正 後	現 行																						
<p style="text-align: center;">実施要領 別記 一覧（略）</p> <p>（別記 1－1）（略）</p> <p>（別記 1－2）</p> <p style="text-align: center;">国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>第 1（略）</p> <p>第 2 国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>活動指針に基づき、農地維持活動、資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する国としての活動要件を以下の考え方にに基づき定める。<u>なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。</u></p> <p>1 農地維持活動</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）研修については、活動期間中に各 1 回以上実施する。</p> <p>（4）（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第 3 活動指針及び活動要件</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>（1）地域資源の基礎的な保全活動</p> <table border="1" data-bbox="170 1023 1034 1430"> <thead> <tr> <th colspan="2">活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">点検・ 計画策定</td> <td>点検</td> <td>1 点検</td> <td>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>計画策定</td> <td>2 年度活動計画の策定</td> <td>点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目		取組	活動要件	点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。	<p style="text-align: center;">実施要領 別記 一覧（略）</p> <p>（別記 1－1）（略）</p> <p>（別記 1－2）</p> <p style="text-align: center;">国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>第 1（略）</p> <p>第 2 国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>活動指針に基づき、農地維持活動、資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する国としての活動要件を以下の考え方にに基づき定める。</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）研修については、活動期間中に 1 回以上実施する。</p> <p>（4）（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>第 3 活動指針及び活動要件</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>（1）地域資源の基礎的な保全活動</p> <table border="1" data-bbox="1214 1023 2078 1430"> <thead> <tr> <th colspan="2">活動項目</th> <th>取組</th> <th>活動要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">点検・ 計画策定</td> <td>点検</td> <td>1 点検</td> <td>活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。</td> </tr> <tr> <td>計画策定</td> <td>2 年度活動計画の策定</td> <td>点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。</td> </tr> </tbody> </table>	活動項目		取組	活動要件	点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
活動項目		取組	活動要件																				
点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。																				
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。																				
活動項目		取組	活動要件																				
点検・ 計画策定	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。																				
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。																				

改			正			後			現			行		
研修		3 事務・組織運営等に関する研修、 <u>機械の安全使用に関する研修</u>	事務・組織運営等に関する研修、 <u>機械の安全使用に関する研修</u> について、5年間に各1回以上実施する。			研修		3 事務・組織運営等に関する研修	事務・組織運営等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。					
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。			農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。			農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。	
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り					5 畦畔・法面・防風林の草刈り							
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理					6 鳥獣害防護柵等の保守管理							
	水路	7 水路の草刈り				7 水路の草刈り								
		8 水路の泥上げ				8 水路の泥上げ								
		9 水路附帯施設の保守管理				9 水路附帯施設の保守管理								
	農道	10 農道の草刈り				10 農道の草刈り								
		11 農道側溝の泥上げ				11 農道側溝の泥上げ								
		12 路面の維持				12 路面の維持								
	ため池	13 ため池の草刈り				13 ため池の草刈り								
		14 ため池の泥上げ				14 ため池の泥上げ								
		15 ため池附帯施設の保守管理				15 ため池附帯施設の保守管理								
	共通	16 異常気象時の対応				16 異常気象時の対応								

(2) 略

2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1)・(2) (略)

(3) 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。
	53 農地周りの環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	

(2) 略

2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

(1)・(2) (略)

(3) 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。
	53 農地周りの環境改善活動の強化	
	54 地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強化	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	

改 正 後			現 行		
	57 <u>やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</u>			57 <u>医療・福祉との連携</u>	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	60 広報活動			60 広報活動	
3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）（略）			3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）（略）		
第4 取組の説明			第4 取組の説明		
1 農地維持活動			1 農地維持活動		
(1) 地域資源の基礎的な保全活動			(1) 地域資源の基礎的な保全活動		
1) 点検・計画策定（略）			1) 点検・計画策定（略）		
2) 研修			2) 研修		
<u>3</u> 事務・組織運営等に関する研修、 <u>機械の安全使用に関する研修</u> <u>次の2つの研修について、5年間に各1回以上実施する。2つを合わせて実施することも可能とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。 <u>共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修、講習等を開催又はそれに参加すること。</u> 			<u>3</u> 事務・組織運営等に関する研修 <u>[新設]</u> <ul style="list-style-type: none"> 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。 <u>[新設]</u>		
3) 実践活動（略）			3) 実践活動（略）		
2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）			2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）		
(1)・(2)（略）			(1)・(2)（略）		
(3) 多面的機能の増進を図る活動			(3) 多面的機能の増進を図る活動		
<u>52</u> 遊休農地の有効活用（略）			<u>52</u> 遊休農地の有効活用（略）		
<u>53</u> 農地周りの環境改善活動の強化（略）			<u>53</u> 農地周りの環境改善活動の強化（略）		
<u>54</u> 地域住民による直営施工（略）			<u>54</u> 地域住民による直営施工（略）		
<u>55</u> 防災・減災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、<u>災害時における応急体制の整備</u>等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。 			<u>55</u> 防災・減災力の強化 <ul style="list-style-type: none"> 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。 		
<u>56</u> 農村環境保全活動の幅広い展開（略）			<u>56</u> 農村環境保全活動の幅広い展開（略）		
<u>57</u> <u>やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</u> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。 <u>地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への</u> 			<u>57</u> <u>医療・福祉との連携</u> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。 <u>[新設]</u>		

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。</u></p> <p>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化（略） 59 都道府県、市町村が特に認める活動（略） 60 広報活動（略）</p> <p>3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（別記1-3）</p> <p style="text-align: center;">都道府県が策定する地域活動指針の策定及び 同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドライン</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>（別記1-4）</p> <p style="text-align: center;">地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 地域資源保全管理構想の策定</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）その構想に基づき、今後取り組むべき活動・方策の実践を図りつつ、取組や構想を見直し・充実し、地域資源の適切な保全管理に向けた取組を促進する。</p>	<p>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化（略） 59 都道府県、市町村が特に認める活動（略） 60 広報活動（略）</p> <p>3 資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（別記1-3）</p> <p style="text-align: center;">都道府県が策定する地域活動指針の策定及び 同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドライン</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>（別記1-4）</p> <p style="text-align: center;">地域資源の適切な保全管理のための推進活動に関する活動指針</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 地域資源保全管理構想の策定</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）その構想に基づき、今後取り組むべき活動・方策の実践を図りつつ、取組や構想を見直し・充実し、地域資源の適切な保全<u>資源</u>管理に向けた取組を促進する。</p>

改 正 後	現 行
<p>(別記1-4様式)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">対象組織代表 氏 名 印</p> <p>令和〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知)第1の2の(2)に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。</p> <p>(別添) (略)</p> <p>(別記1-5) 複数の集落等から構成される対象組織における活動の計画・実施・報告等 及び運営委員会等における活動報告の確認の方法について</p> <p>第1～第3 (略)</p>	<p>(別記1-4様式)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">対象組織代表 氏 名 印</p> <p>平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農村振興局長通知)第1の2の(2)に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。</p> <p>(別添) (略)</p> <p>(別記1-5) 複数の集落等から構成される対象組織における活動の計画・実施・報告等 及び運営委員会等における活動報告の確認の方法について</p> <p>第1～第3 (略)</p>

改 正 後

現 行

(別記1-5様式第1号)

(別記1-5様式第1号)

令和 年度 多面的機能支払交付金に係る
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票 (〇〇集落)

平成 年度 多面的機能支払交付金に係る
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票 (〇〇集落)

参加 集落 (活動 組織)	実施 計画	策定日	令和 年 月 日	策定者	〇〇集落 〇〇 〇〇
	【1. 農地維持支払（地域資源の基礎的保全活動）】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。（研修等、運営委員会が一括して行う場合も「-」を記入する。以下同じ。） 【2. 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】及び【3. 資源向上支払（施設の長寿命化を図る活動）】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、活動内容及び数量等を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。				
	活動 報告	報告日	令和 年 月 日	報告者	〇〇集落 〇〇 〇〇
運 営 委 員 会	活動報告 の確認	確認日	令和 年 月 日	確認者	〇〇運営委員会 〇〇 〇〇
	①運営委員会は参加集落（活動組織）から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②活動報告の内容が適正な場合は「○」を記入する。計画に沿った活動が実施されていない場合は、活動を適正に実施するよう指導し、活動の実施を確認する。その結果活動要件が満たされた場合は、「○」を記入する。 ③必要に応じて現地確認を行い、行った場合は現地確認欄に「○」を記入する。				
	活動 報告	報告日	令和 年 月 日	報告者	〇〇集落 〇〇 〇〇

参加 集落 (活動 組織)	実施 計画	策定日	平成 年 月 日	策定者	〇〇集落 〇〇 〇〇
	【1. 農地維持支払（地域資源の基礎的保全活動）】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。（研修等、運営委員会が一括して行う場合も「-」を記入する。以下同じ。） 【2. 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】及び【3. 資源向上支払（施設の長寿命化を図る活動）】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、活動内容及び数量等を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。				
	活動 報告	報告日	平成 年 月 日	報告者	〇〇集落 〇〇 〇〇
運 営 委 員 会	活動報告 の確認	確認日	平成 年 月 日	確認者	〇〇運営委員会 〇〇 〇〇
	①運営委員会は参加集落（活動組織）から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②活動報告の内容が適正な場合は「○」を記入する。計画に沿った活動が実施されていない場合は、活動を適正に実施するよう指導し、活動の実施を確認する。その結果活動要件が満たされた場合は、「○」を記入する。 ③必要に応じて現地確認を行い、行った場合は現地確認欄に「○」を記入する。				
	活動 報告	報告日	平成 年 月 日	報告者	〇〇集落 〇〇 〇〇

1. 農地維持支払交付金（地域資源の基礎的な保全活動）

活動項目	取組	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
		実施予定時期		未実施理由		現地 確認	
点検・ 計画策定	点検						
	年度活動計画の策定						
研修	事務・組織運営に関する研修、 機械の安全使用に関する研修						

1. 農地維持支払交付金（地域資源の基礎的な保全活動）

活動項目	取組	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
		実施予定時期		未実施理由		現地 確認	
点検・ 計画策定	点検						
	年度活動計画の策定						
研修	事務・組織運営に関する研修						

(別記3-1)

市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について

第1～第4 (略)

第5 確認結果の通知等

市町村長は、第1から第4までの書類確認及び現地確認を終了後、確認後のチェックシートについては、実施状況確認報告書（様式第2-3号）に添付して都道府県知事に提出するとともに、確認通知書（別記3-1様式第5号）に添付して対象組織に必要なに応じて送付する。

(別記3-1)

市町村が行う対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施状況の確認について

第1～第4 (略)

第5 確認結果の通知等

市町村長は、第1から第4までの書類確認及び現地確認を終了後、確認後のチェックシート**及び認定農用地確認野帳**については、実施状況確認報告書（様式第2-3号）に添付して都道府県知事に提出するとともに、確認通知書（別記3-1様式第5号）に添付して対象組織に必要なに応じて送付する。

改 正 後 現 行

第6 (略)

(別記3-1様式第1号)
 実施状況確認チェックシート(書類確認用)
 確認年月日: **令和** 年 月 日

(別記3-1様式第2号)
令和〇年度 認定農用地確認野帳

(別記3-1様式第2号)
令和 年度 認定農用地^{注1}確認野帳

(別記3-1様式第3号)
 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)
 実施状況確認チェックシート(書類確認用)
 確認年月日: **令和** 年 月 日

(3) 多面的機能の増進を図る活動

取組	計画	確認結果	備考
遊休農地の有効活用			
農地周りの環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開			
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
都道府県、市町村が特に認める活動			

第6 (略)

(別記3-1様式第1号)
 実施状況確認チェックシート(書類確認用)
 確認年月日: **平成** 年 月 日

(別記3-1様式第2号)
平成〇年度 認定農用地確認野帳

(別記3-1様式第2号)
平成 年度 認定農用地^{注1}確認野帳

(別記3-1様式第3号)
 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)
 実施状況確認チェックシート(書類確認用)
 確認年月日: **平成** 年 月 日

(3) 多面的機能の増進を図る活動

取組	計画	確認結果	備考
遊休農地の有効活用			
農地周りの環境改善活動の強化			
地域住民による直営施工			
防災・減災力の強化			
農村環境保全活動の幅広い展開			
医療・福祉との連携			
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
都道府県、市町村が特に認める活動			

改 正 後	現 行
<p>(別記3-1様式第4号)</p> <p>資源向上活動(施設の長寿命化のための活動) 実施状況確認チェックシート(書類確認用) 確認年月日: 令和 年 月 日</p> <hr/> <p>(別記3-1様式第5号)</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>対象組織代表 氏 名 殿</p> <p>〇〇市町村長 印</p> <p>令和〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の8及び別紙2の第5の8に基づき、実施状況について確認したことを通知する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地維持支払 実施状況確認チェックシート 2 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動) 実施状況確認チェックシート 3 資源向上活動(施設の長寿命化のための活動) 実施状況確認チェックシート <hr/>	<p>(別記3-1様式第4号)</p> <p>資源向上活動(施設の長寿命化のための活動) 実施状況確認チェックシート(書類確認用) 確認年月日: 平成 年 月 日</p> <hr/> <p>(別記3-1様式第5号)</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>対象組織代表 氏 名 殿</p> <p>〇〇市町村長 印</p> <p>平成〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の8及び別紙2の第5の8に基づき、実施状況について確認したことを通知する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地維持支払 実施状況確認チェックシート、<u>認定農用地確認野帳</u> 2 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動) 実施状況確認チェックシート 3 資源向上活動(施設の長寿命化のための活動) 実施状況確認チェックシート <hr/>

改 正 後	現 行
<p>(別記5-1)</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇広域協定書(例)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 この協定の有効期間は、〇〇町長の認定のあった日から<u>令和</u>〇年〇月〇日までとする。</p> <p>第6条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。<u>なお、実践活動等の際には、安全な活動(作業前の危険箇所の確認・共有など)に努めるものとする。</u></p> <hr/> <p>2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(注)広域活動組織が、実施要綱別紙2の第2の1の(3)に定める広域活動組織(施設の長寿命化のための活動を実施する広域活動組織を含む)の場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。 (基礎的な保全活動の実施)</p> <p>第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、<u>様式第1-3号「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」</u>のIの2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の<u>別紙1のIIの3の(1)</u>の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(注)広域活動組織が、実施要綱別紙2の第2の2の(4)に定める広域活動組織(地域資源の質的向上を図る共同活動を実施する活動組織を除く)の場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。 (基礎的な保全活動の実施)</p> <p>第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、<u>様式第1-3号別紙「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」</u>のIの2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の<u>別紙1のIIの3の(1)</u>の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書の<u>別紙1のIIの3の(2)の1)</u>の機能診断を実施するものとする。</p> </div> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(別記5-1)</p> <p style="text-align: center;">〇〇〇〇広域協定書(例)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 この協定の有効期間は、〇〇町長の認定のあった日から<u>平成</u>〇年〇月〇日までとする。</p> <p>第6条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。</p> <hr/> <p>2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(注)広域活動組織が、実施要綱別紙2の第2の1の(3)に定める広域活動組織(施設の長寿命化のための活動を実施する広域活動組織を含む)の場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。 (基礎的な保全活動の実施)</p> <p>第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、<u>別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」</u>のIの2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の<u>IIIの1の①</u>の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(注)広域活動組織が、実施要綱別紙2の第2の2の(4)に定める広域活動組織(地域資源の質的向上を図る共同活動を実施する活動組織を除く)の場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。 (基礎的な保全活動の実施)</p> <p>第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、<u>別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」</u>のIの2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の<u>IIIの1の①</u>の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書の<u>IIIの2の(1)の①</u>の機能診断を実施するものとする。</p> </div> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

改 正 後

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

参加集落(活動組織) _____

所 在 地 _____

代 表 者 _____ (印)

当集落(活動組織)については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

所 在 地 _____

氏 名 _____ (印)

私、〇〇〇〇は、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

現 行

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

平成 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

参加集落(活動組織) _____

所 在 地 _____

代 表 者 _____ (印)

当集落(活動組織)については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

平成 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

所 在 地 _____

氏 名 _____ (印)

私、〇〇〇〇は、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

団 体 名 _____
所 在 地 _____
代 表 者 _____ (印)

当団体については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

別記5-2

〇〇〇〇広域協定運営委員会規則 (例)

令和 年 月 日制定

第1章・第2章 (略)

第3章 協定参加団体における保安全管理活動等の実施

第11条~第14条 (略)

(活動報告の確認)

第15条 協定参加団体における**多面的機能**支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。

2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。

3 委員会は、協定参加団体における**多面的機能**支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、〇〇町長に報告を行うものとする。

第4章・第5章 (略)

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

平成 年 月 日

〇〇〇〇広域協定

運営委員会会長 氏 名 殿

団 体 名 _____
所 在 地 _____
代 表 者 _____ (印)

当団体については、〇〇〇〇広域協定に参加することを同意します。

別記5-2

〇〇〇〇広域協定運営委員会規則 (例)

平成 年 月 日制定

第1章・第2章 (略)

第3章 協定参加団体における保安全管理活動等の実施

第11条~第14条 (略)

(活動報告の確認)

第15条 協定参加団体における**農地維持**支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。

2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。

3 委員会は、協定参加団体における**農地維持**支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、〇〇町長に報告を行うものとする。

第4章・第5章 (略)

改 正 後	現 行
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、<u>令和</u>〇〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、<u>令和</u>〇〇年〇月〇日までとする。</p> <p>3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。</p> <p>(別記6-1)</p> <p style="text-align: center;">〇〇活動組織規約(例)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和</u>〇〇年〇〇月〇〇日制定</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>(活動計画の作成)</p> <p>第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。<u>なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全(作業前の危険箇所の確認・共有など)について考慮し作成するものとする。</u></p> <p>第17条～第23条 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、<u>令和</u>〇〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>令和</u>〇〇年〇月〇日までとする。</p> <p>3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、<u>平成</u>〇〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、<u>平成</u>〇〇年〇月〇日までとする。</p> <p>3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。</p> <p>(別記6-1)</p> <p style="text-align: center;">〇〇活動組織規約(例)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日制定</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>(活動計画の作成)</p> <p>第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。</p> <p>第17条～第23条 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、<u>平成</u>〇〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>平成</u>〇〇年〇月〇日までとする。</p> <p>3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。</p>

改

正

後

現

行

(規約別紙)

令和〇年〇月〇日

〇〇活動組織構成員一覧

(略)

(規約別紙)

平成〇年〇月〇日

〇〇活動組織構成員一覧

(略)

改 正 後

多面的機能支払交付金実施要領 様式集 (略)

(様式第1-1号)

令和〇年〇月〇日

(様式第1-2号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇〇年〇月〇日
〇〇〇〇組織

(様式第1-3号)

令和〇年〇月〇日

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	〇年度	〇年度	年	〇年度	〇年度
資源向上支払 (共同)	〇年度	〇年度	年	〇年度	〇年度
資源向上支払 (長寿命化)	〇年度	〇年度	年	〇年度	〇年度
中山間地域等 直接支払	〇年度	〇年度	年	〇年度	〇年度
環境保全型農業 直接支払	〇年度	〇年度	年	〇年度	〇年度

現 行

多面的機能支払交付金実施要領 様式集 (略)

(様式第1-1号)

平成〇年〇月〇日

(様式第1-2号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画

平成〇〇年〇月〇日
〇〇〇〇組織

(様式第1-3号)

平成〇年〇月〇日

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	平成〇年度	平成〇年度	年	平成〇年度	平成〇年度
資源向上支払 (共同)	平成〇年度	平成〇年度	年	平成〇年度	平成〇年度
資源向上支払 (長寿命化)	平成〇年度	平成〇年度	年	平成〇年度	平成〇年度
中山間地域等 直接支払	平成〇年度	平成〇年度	年	平成〇年度	平成〇年度
環境保全型農業 直接支払	平成〇年度	平成〇年度	年	平成〇年度	平成〇年度

改 正 後

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

[削る]

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

(別添2)

構成員一覧

令和 年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払	
			分類 番号		分類 記号	年齢 分類 記号	国際水準GAPの実 施に係る取組意思確 認	
					印 (サイン)			<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。

現 行

5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払交付金との重複面積

<u>全体面積</u>	重複面積 (多面支払・中山間直払)
<u>a</u>	a

※ 全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組み面積を記入すること。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

(別添2)

構成員一覧

平成 年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払	
			分類 番号		分類 記号		国際水準GAPの実 施に係る取組意思確 認	
					印 (サイン)			<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。
					印 (サイン)			<input type="checkbox"/> 国際水準GAP を実施します。

改 正 後

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件 ⇒
を満たさない場合は○
集落数×200万円 円

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	
実施予定年度	令和 年度	令和 年度	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島
 離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地域外の対象農用地面積

農地維持支払 a 資源向上支払 (共同) a 資源向上支払 (長寿命化) a

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定	1 点検												
	2 年度活動計画の策定												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	○年度 (及び○年度) に受講予定 (活動期間内に各1回以上受講)											

現 行

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	a		円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	
実施予定年度	平成 年度	平成 年度	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 集落

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法 8法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島
 離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

交付金算定の対象としている農振農用地域外の対象農用地面積

農地維持支払 a 資源向上支払 (共同) a 資源向上支払 (長寿命化) a

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定	1 点検												
	2 年度活動計画の策定												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修	平成○年度に受講予定 (活動期間内に1回以上受講)											

改 正 後

現 行

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断													
		25 水路の機能診断													
		26 農道の機能診断													
		27 ため池の機能診断													
		28 年度活動計画の策定													
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和○年度に受講予定 (活動期間内に1回以上受講)												
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定													
33 ため池の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定													

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては**広報活動は必須ではありません。**

(2) 資源向上支払 (共同) の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

↓ 取組を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開		
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動 ★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断													
		25 水路の機能診断													
		26 農道の機能診断													
		27 ため池の機能診断													
		28 年度活動計画の策定													
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	平成○年度に受講予定 (活動期間内に1回以上受講)												
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定												
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定													
33 ため池の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定													

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては**毎年度必須ではありません。**

(2) 資源向上支払 (共同) の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

↓ 取組を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開		
医療・福祉との連携		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

改 正 後

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	<input type="text"/> 人	+団体	<input type="text"/> 団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	<input type="text"/> 人	+団体	<input type="text"/> 団体	=	人・団体	…①
合計	個人	<input type="text"/> 人	+団体	<input type="text"/> 団体	=	人・団体	…②

・ 農業者以外の割合 % …… ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、6割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと

※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

現 行

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	<input type="text"/> 人	+団体	<input type="text"/> 団体	=	人・団体	
農業者以外	個人	<input type="text"/> 人	+団体	<input type="text"/> 団体	=	人・団体	…①
合計	個人	<input type="text"/> 人	+団体	<input type="text"/> 団体	=	人・団体	…②

・ 農業者以外の割合 % …… ①/②

③ 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 人 のうち、8割にあたる 人以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

[新設]

また、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	円/10a	円
畑	a	円/10a	円
草地	a	円/10a	円
合計	a		円

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと
 ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

改 正 後

(様式第1-4号)

令和〇年〇月〇日

組織名: _____

長寿命化整備計画書

~~~~~

(様式第1-5号)

工事に関する確認書

~~~~~

令和〇〇年〇〇月〇〇日

~~~~~

(様式第1-6号)

組織名: \_\_\_\_\_

令和〇〇年度 多面的機能支払交付金 活動記録

~~~~~

(様式第1-7号) (略)

~~~~~

(様式第1-8号)

令和〇年〇月〇日

~~~~~

(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称 _____

<令和〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

~~~~~

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日 〇年〇月〇日

~~~~~

現 行

(様式第1-4号)

平成〇年〇月〇日

組織名: _____

長寿命化整備計画書

~~~~~

(様式第1-5号)

工事に関する確認書

~~~~~

平成〇〇年〇〇月〇〇日

~~~~~

(様式第1-6号)

組織名: \_\_\_\_\_

平成〇〇年度 多面的機能支払交付金 活動記録

~~~~~

(様式第1-7号) (略)

~~~~~

(様式第1-8号)

平成〇年〇月〇日

~~~~~

(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称 _____

<平成〇年度 収支実績 〇年〇月〇日現在>

~~~~~

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

開催日 平成〇年〇月〇日

~~~~~

改 正 後

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「-」を記入する。
 「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「-」を記入する。
 「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な取組内容や研修実施日等を記入する。「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目		取組	計画	実施	備考
地域資源の基	点検・計画策定	1 点検			
		2 年度活動計画の策定		実施日	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修 <u>機械の安全使用に関する研修</u>		実施日	
		4 遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農地解消面積 a
	農用地	5 畦畔・法面・防風林の草刈り			
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理			

活動項目	取組	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用			
	53 農地周りの環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 <u>やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</u>			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動			

現 行

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「-」を記入する。
 「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「-」を記入する。
 「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な取組内容や研修実施日等を記入する。「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目		取組	計画	実施	備考
地域資源の基	点検・計画策定	1 点検			
		2 年度活動計画の策定		実施日	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修		実施日	
		4 遊休農地発生防止のための保全管理			遊休農地解消面積 a
	農用地	5 畦畔・法面・防風林の草刈り			
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理			

活動項目	取組	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用			
	53 農地周りの環境改善活動の強化			
	54 地域住民による直営施工			
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 <u>医療・福祉との連携</u>			
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
	59 都道府県、市町村が特に認める活動			
	60 広報活動			

改

正

後

現

行

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者押印又はサイン欄
上記の内容について、妥当であると認める。	

別紙

持越金の使用予定表
資源向上（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

[新設]

改 正 後

現 行

		円	
		円	
計		円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者押印又はサイン欄
上記の内容について、妥当であると認める。	

(様式第1-9号)

(様式第1-9号)

	報告年月日	令和	年	月	日
〇〇〇〇市町村長 殿	名 称				
	代表者氏名	印			

	報告年月日	平成	年	月	日
〇〇〇〇市町村長 殿	名 称				
	代表者氏名	印			

令和 〇〇 年度
 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
 環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書
 の提出(報告)について

平成 〇〇 年度
 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
 環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書
 の提出(報告)について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の7及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第13の1の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

改 正 後

記

- 1 **令和**〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
- 2 **令和**〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書



(様式第1-10号)～(様式第2-2号) (略)

(様式第2-3号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長 印

令和 〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 実施状況確認表(別紙)

(注) 確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書、市町村長が作成した実施状況確認チェックシートを提出すること。

現 行

記

- 1 **平成**〇〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書
- 2 **平成**〇〇年度 環境保全型農業支払交付金に係る営農活動実績報告書



(様式第1-10号)～(様式第2-2号) (略)

(様式第2-3号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長 印

平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書

対象組織の事業計画に定められている活動の実施状況について確認を行ったので、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)の別紙1の第8の2の(2)及び別紙2の第8の2の(2)に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

1. 実施状況確認表(別紙)

(注) 確認表とともに、対象組織が提出した実施状況報告書、市町村長が作成した**認定農用地確認野帳及び**実施状況確認チェックシートを提出すること。

改 正 後

Table with columns for 農地維持支払, 資源向上支払(共同), 資源向上支払(長寿命化), and 農地中間管理機構の借り受け農地の有無. Includes sub-headers like 地域資源の適切な保全管理のための推進活動, 施設の軽微な補修, 農村環境保全活動, etc.

(様式第2-4号)

年 月 日

〔地方農政局長(北海道にあっては農
村振興局長、沖縄県にあっては内閣
府沖縄総合事務局長)殿

〇〇都道府県知事



令和 〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3)に基づき、対象組織の実施状況を取りまとめたので、下記関係資料を添えて提出する。



現 後

Table with columns for 農地維持支払, 資源向上支払(共同), 資源向上支払(長寿命化), and 農地中間管理機構の借り受け農地の有無. Includes sub-headers like 地域資源の適切な保全管理のための推進活動, 施設の軽微な補修, 農村環境保全活動, etc.

(様式第2-4号)

年 月 日

〔地方農政局長(北海道にあっては農
村振興局長、沖縄県にあっては内閣
府沖縄総合事務局長)殿

〇〇都道府県知事



平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知別紙1の第8の2の(3)及び別紙2の第8の2の(3)に基づき、対象組織の実施状況を取りまとめたので、下記関係資料を添えて提出する。



改 正 後

農地維持支払		資源向上支払(共同)										農地中間管理機構の借り受け農地の有無					
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		施設の軽微な補修		農村環境保全活動				多面的機能の増進を図る活動				水路	農道	ため池	ため池(附帯施設)の更新等(箇所)		
農業者の検討会の開催	農業者に対する意向調査、現地調査	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等

(様式第2-5号)

令和〇〇年〇月〇日

〇〇広域協定
運営委員会会長 氏名 殿

〇〇市町村長 印

広域協定の認定書(例)

(様式第2-6号) ~ (様式第2-7号) (略)

現 行

農地維持支払		資源向上支払(共同)										農地中間管理機構の借り受け農地の有無					
地域資源の適切な保全管理のための推進活動		施設の軽微な補修		農村環境保全活動				多面的機能の増進を図る活動				水路	農道	ため池	ため池(附帯施設)の更新等(箇所)		
農業者の検討会の開催	農業者に対する意向調査、現地調査	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等	農業者に対する意向調査等

(様式第2-5号)

平成〇〇年〇月〇日

〇〇広域協定
運営委員会会長 氏名 殿

〇〇市町村長 印

広域協定の認定書(例)

(様式第2-6号) ~ (様式第2-7号) (略)

改 正 後	現 行
<p>(様式第2-8号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長(北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事 印</p> <p style="text-align: center;">令和 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書 (実績報告書)の提出について</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1) 2. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 市町村への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2) 3. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙3)</p> <p>〈施行注意〉</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>3. 実施要領第2の18の(2)の方に該当する都道府県は、事業実施計画書に(別紙3)を添えて提出するものとする。</p> <p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">令和 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p>	<p>(様式第2-8号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長(北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事 印</p> <p style="text-align: center;">平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書 (実績報告書)の提出について</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 平成〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1) 2. 平成〇〇年度多面的機能支払交付金 市町村への交付金交付計画書(実績報告書)(別紙2) [新設]</p> <p>〈施行注意〉</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>[新設]</p> <p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書(実績報告書)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p>

改 正 後

4. 事業の完了(予定)年月日 令和〇〇年〇月〇日

< 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「5. 収支予算」を「5. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

(別紙3)

1. 返還等実施計画表
令和〇〇年度

都道府県名	市町村名	対象組織名	交付金区分	返還等すべき 返還等区分	返還等必要総額	返還等開始年度	返還等完了予定年度	前年度までの返還額	前年度までの相殺額	本年度の返還予定額	本年度の相殺予定額	翌年度以降の 返還等必要残額	市町村立替の有無	備考

現 行

4. 事業の完了(予定)年月日 平成〇〇年〇月〇日

< 施行注意 >

実績報告の際には、「2. 事業計画及びその内容」及び「3. 経費の配分」は変更となった部分について、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を()書で上段に記載するとともに、「交付金に係る事業に要する経費」を「交付金に係る事業に要した経費」、「4. 収支予算」を「4. 収支精算」、「本年度予算額」を「本年度精算額」、「前年度予算額」を「本年度予算額」に置き換えるものとする。

[新設]

改 正 後

現 行

合計																			

- (注1) 上段に事業費、下段に国費を記載すること。
- (注2) 本年度に全ての返還等を完了した組織については、「返還等完了予定年度」は「返還等完了年度」と読み替えるものとする。
- (注3) 備考欄には、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。
- (注4) 本年度の返還については、返還の事実を証明できる資料を添付すること。ただし、市町村が立替を行う場合にあっては、この限りではない。

(様式第2-9号)

(様式第2-9号)

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長 印

〇〇市町村長 印

令和 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

平成 〇〇 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書

(実績報告書)の提出について

(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の3(別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の3(別紙1の第8の1の(1)及び別紙2の第8の1の(1))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

記

- 1. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
- 2. 令和〇〇年度多面的機能支払交付金 返還等実施計画表及び返還等実績報告表(別紙2)

- 1. 平成〇〇年度多面的機能支払交付金 事業実施計画書(実績報告書)(別紙1)
- [新設]

〈施行注意〉

〈施行注意〉

改

正

後

現

行

合計																				

(注1) 上段に事業費、下段に国費を記載すること。

(注2) 本年度に全ての返還等を完了した組織については、「返還等完了予定年度」は「返還等完了年度」と読み替えるものとする。

(注3) 備考欄には、対象組織の名称に変更があった場合は変更前の名称を、対象組織が解散している場合は解散年月日を記載すること。

(注4) 本年度の返還については、返還の事実を証明できる資料を添付すること。ただし、市町村が立替を行う場合にあっては、この限りではない。

(様式第2-10号) ~ (様式第2-14号) (略)

(様式第2-15号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長



(様式第2-10号) ~ (様式第2-14号) (略)

(様式第2-15号)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長



改 正 後	現 行
<p>令和 ○○ 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書 の提出について</p> <hr/> <p>(様式第2-16号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔 地方農政局長(北海道にあつては農 村振興局長、沖縄県にあつては内閣 府沖縄総合事務局長) 〕 殿</p> <p style="text-align: right;">○○都道府県知事 印</p> <p>令和 ○○ 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書 の提出について</p> <hr/>	<p>平成 ○○ 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書 の提出について</p> <hr/> <p>(様式第2-16号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〔 地方農政局長(北海道にあつては農 村振興局長、沖縄県にあつては内閣 府沖縄総合事務局長) 〕 殿</p> <p style="text-align: right;">○○都道府県知事 印</p> <p>平成 ○○ 年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書 環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書 の提出について</p> <hr/>

附 則 (令和2年3月31日付け元農振第3708号)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき令和元年度までに交付された多面的機能支払交付金による取組については、なお従前の例による。ただし、第1の11、第2の13、別記1-2の第3の1の(1)の3の機械の安全使用に関する研修の実施を除く。
- 3 令和元年度までに事業計画の認定を受けた対象組織においては、様式第1-3号の活動計画書及び様式第1-8号の実施状況報告書に代わり、この通知による改正前の本要領に基づく様式第1-3号及び様式第1-8号を活用することができる。ただし、第1の11の(3)及び第2の13の(3)の場合を除く。